

主要農作物種子法廃止に際し、市民の食糧主権と食の安全を守るため、  
熊本県独自の条例化を求める請願

紹介議員

印

### 要旨

主要農作物種子法（以下、種子法）は戦中戦後の食糧難を経て、サンフランシスコ平和条約によって日本が主権を取り戻した 1952 年に“二度と国民を飢えさせない”という誓いのもと、基幹農作物であるコメ、麦、大豆の種子の生産管理を「国の役割」と定めた、食の安全保障のための法律です。

以来、各都道府県によって原原種や原種の厳密な管理・維持がなされ、各地域の異なる風土に適した多数の優良品種が開発されてきました。コメに関しては現在、全国の品種は 300 種におよび、ほぼ 100%これを自給しています。

このような役割を担ってきた種子法が、2018 年 4 月 1 日をもって廃止されました。種子法という根拠法がなくなれば、役割を義務づけられなくなった都道府県はやがては予算措置ができず、基幹農作物である優良品種の生産管理が、全国的に断念せざるをえなくなることが懸念されています。

政府は、種子法が廃止されても種苗法で守れるとしていますが、種苗法は種子開発者の知的所有権を守る法律です。種苗法だけになれば、民間の知的所有権だけが守られることから、これまで公共財産として守られてきた基幹農作物の種子が市場化されることで、世界の種子市場の 7 割を占める多国籍企業という強大な民間の参入が懸念されるのです。

このように、基幹農作物の種子に関しては国民の食糧主権を守るという観点からもやはり「官」の役割が必要と考えます。上述した懸念事項は、熊本県の農業ならびに県民にとっても重要な問題です。

熊本県では種子法の廃止と同時に、農林水産事務次官通知に基づいて、「熊本県主要農作物種子生産改善対策事業運営要領」がすでに実施されています。しかし、今はこの要領によって、これまで通りに種子の生産管理に支障のない運営がなされていても、要領である限りは法的拘束力のない内部規則に過ぎません。

現実問題として、今後は TPP や EPA、さらに米国との FTA 等、自由貿易を背景にした強大な多国籍企業による、効率化と利益の最大化を最優先する「アグリビジネス」の国内参入が懸念されており、果たして種子法代替えの要領のままで国民の「食糧主権」が維持されうるのか、生産者や消費者からもすでに多くの不安の声が上がっています。

こうした背景を照らして、種子法復活を求める全国の地方議会から国への意見書提出は、この 6 月時点で 138 件にのぼり、また、すでに 15 道県が独自の条例化に至っています（北海道、岩手、宮城、山形、富山、新潟、長野、栃木、埼玉、岐阜、福井、滋賀、兵庫、鳥取、宮崎）。

一方、熊本においても、種子法廃止から一年を迎えるこの春から、生産者と消費者との有志連携によって「くまもとのタネと食を守る会」が立ち上がりました。そこでは県内各地で幾度も生産者や消費者そして専門家を招いた勉強会やシンポジウムが重ねられ、今回の種子法廃止問題を起点に、背景にあるグローバリズムの問題や、これからの農業の在り方等、本質的な議論を深めながら、危機感の共有も広がり、予想以上に早く、条例化の機運も高まってきました。

さて、種子法廃止に際して参議院では附帯決議として「都道府県での財源確保」「種子の国外流失阻止」「種子独占の弊害の防止」などが求められています。

よって、これらの付帯決議に適い、熊本県民が将来にわたって食の安全保障を堅持し、また農業を主体とした地域文化を継承し、さらに自然環境の保全はもちろん、わたしたちの暮らしが損なわれることのない「100 年の大計」という長期的視野に基づく、熊本県として誇れる独自の条例が策定されるよう、ここに請願するものです。

なお、実際の条例策定に際しては、県 HP 等を介したパブリックコメントの募集のみならず、わたしたち市民と、直接的な意見交換の場が持たれ、生産者や消費者の思いがより具体的に反映されるかたちで進められるよう、重ねて請願させていただきます。

2019 年 9 月 5 日

請願者 住所 熊本県玉名市天水町野部田 745

くまもとのタネと食を守る会 共同代表 宮部 和雄 印

上田 誠一

阿曾田 清

園田 恭子

阿部 淳

熊本県議会議長 井手 順雄 様